Ⅰ　はじめに

1　策定趣旨

通勤や通学、買い物など、日常生活における身近な交通手段として利用されてきた自転車は、近年の社会環境の変化に伴い、その果たす役割が一層広がっています。特に、環境負荷の低減や健康増進、観光振興に加え、災害時の移動手段としての有効性が高まっています。

国においては、平成29年5月に「自転車活用推進法」を施行し、平成30年6月には法に基づき「自転車活用推進計画」を策定するなど、自転車の幅広い利活用に向けた取組を進めています。

こうした中、道においても、平成30年4月に「北海道自転車条例」（以下「条例」といいます。）を施行し、平成31年3月には「北海道自転車利活用推進計画」（以下「計画」といいます。）、令和3年3月に第2期計画を策定し、条例が掲げる理念の実現に向けて、環境負荷の低減、健康増進、観光振興に資する自転車活用等促進事業や自転車道の整備など、多様な取組を積み重ねてきました。

その後、令和4年度及び6年度の道路交通法（以下「道交法」といいます。）の改正により、自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」といいます。）着用努力義務化や自転車運転中のスマートフォン等の使用（以下「ながらスマホ」といいます。）、酒気帯び運転などに対する罰則規定が整備されました。また、16歳以上の自転車運転者を交通反則通告制度（以下「青切符制度」といいます。）の対象とする規定が令和8年4月1日から施行され、ながらスマホのほかに、逆走などの通行区分違反やイヤホンをしながらの運転、傘差し運転など公安委員会遵守事項違反なども反則金の対象となり、安全利用をめぐる規範も新たな段階を迎えています。

また、本道では令和3年に「トカプチ400」がナショナルサイクルルートに指定されたほか、大規模な自転車道を含む自転車通行空間の整備も進められており、安心して走行できる環境が広がりつつあります。これにより観光振興の観点からも自転車の価値が注目されています。

北海道

こうした社会環境の変化や本道の特性を踏まえ、道民一人ひとりが安全で安心して自転車を利用できる社会の実現に向け、条例の目的である環境負荷の低減、健康増進、観光振興をはじめ、安全・安心な利用環境の整備や災害時に資する自転車の活用など、幅広い自転車関連施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定します。

2　推進期間

策定時から令和12年度（2030年度）までを推進期間とします。

3　本計画の位置づけ

・平成29年（2017年）5月に施行された「自転車活用推進法」第10条に基づき、都道府県自転車活用推進計画として策定します。
・北海道総合計画における特定分野別計画として位置づけます。

【自転車活用推進法（抄）】

第十条　都道府県は、自転車活用推進計画を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項及び次条第一項において「都道府県自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

第十一条　市町村（特別区を含む。次項において同じ。）は、自転車活用推進計画（都道府県自転車活用推進計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項において「市町村自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

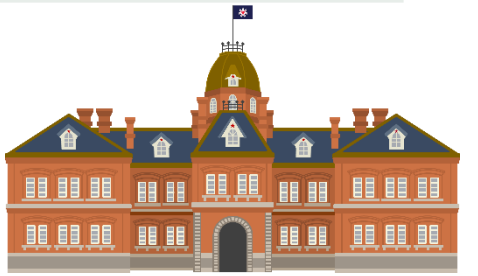

北海道自転車条例（平成30年4月施行）の概要

区　分	概　要
目的・基本理念	・自転車の活用及び安全な利用の推進に関する施策を総合的に推進 ①環境への負荷の低減　②災害時の交通機能の維持　③道民の健康の増進 ④自転車利用者及び歩行者の安全確保　⑤サイクルツーリズムの振興
基本的施策	①体制の整備　②自転車交通安全教育の推進　③普及啓発等 ④自転車専用道路等の整備　⑤サイクルツーリズムの推進　⑥財政上の措置
責務・役割等	【道】 ・総合的な施策の策定・実施　・市町村への助言等 ・国、市町村、関係機関・団体との緊密な連携 【自転車利用者】 ・関係法令の遵守、歩行者・自動車等に十分配慮した利用、必要な点検整備 ・乗車用ヘルメットの着用、夜間の自転車側面への反射器材の装着 ・自転車損害賠償保険等への加入 【自動車等運転者】 ・自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行できるよう配慮 ・自転車の側方通過時の安全な間隔の確保又は徐行 【道民】 ・自転車の活用等の推進に関する理解 ・関係法令の遵守、自転車の利用に関する知識・技能の習得、環境への負荷の低減に資する利用、家庭・地域等における交通安全教育・啓発 ・国、道、市町村の施策への協力 【事業者】 ・事業活動における自転車の活用等の推進 ・事業活動において従業員等に自転車を利用させる場合には、関係法令の遵守、乗車用ヘルメットの着用を推奨 ・国、道、市町村の施策への協力 【自転車関係団体】 ・自転車の活用等に関する機運醸成のための活動 ・国、道、市町村の施策への協力
保険等の加入促進	・自転車小売業者：自転車損害賠償保険等に関する啓発等 ・自転車貸付業者その他事業者：事業活動に係る自転車損害賠償保険等への加入

北海道

4　本計画の構成

Ⅰ　はじめに

Ⅱ　自転車を取り巻く環境と課題
1　自転車を取り巻く環境
2　自転車利活用のさらなる発展を目指すための課題

Ⅲ　自転車施策の展開方向

めざす姿

身近で多くの人が気軽に利用できる交通手段である『自転車』。安心して走れる道と、みんなで守るルールで安全に、もっと楽しく快適に自転車を利用できる北海道を目指します。

『高まる安全性！深まる安心感！広がる自転車∞北海道！！』

展開方向1：安全に自転車を利用するための交通ルールと安全教育の徹底
展開方向2：安心して自転車を利用できる通行空間等の整備
展開方向3：健康・環境・観光・災害時に資する自転車利用の促進
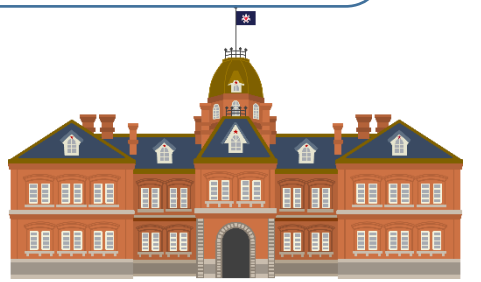
Ⅳ　施策の推進